

令和5年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和5年 6月 9日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。
ただいまから、令和5年第2回川本町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は8名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

なお、お知らせしておきますが、片岡議員より欠席届が出されておりますのでご報告いたします。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして、5番木村議員、6番石川議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されております。
その結果につきましては、お手元に配付しております、「審議予定表(案)」のとおり、本日9日から14日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。

々

なお、日程第16、「議案第35号」については、質疑に引き続き討論、採決までを行います。

々

本日は、本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後、議会運営委員会、江の川水防対策調査特別委員会を開催し、その終了後、産建町民常任委員会を開催する予定としております。

々

12日は、午前9時30分から活性化対策特別委員会を開催する予定としております。

々

13日は、午前9時30分から一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

々

最終日の14日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論

- 議長 を行い、採決となります。
- 々 以上、この予定表（案）のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日9日から14日までの6日間とすることに決定いたしました。
- 々 なお、一般質問の通告は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。
- 々 お諮りいたします。
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思います。但し、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 おはようございます。令和5年第2回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。
3年以上にわたり、私たちの暮らしや事業に大きな影響をおよぼしてきた、新型コロナウイルスの「感染症法」上の位置付けが「5類」に移

番外

野坂町長

行されました。

この間、感染症のまん延防止と社会経済活動の両立に向けた対策にご尽力いただきました、すべての皆様に心より感謝申し上げます。

政府や県の対策本部が廃止されたことに伴い、町の対策本部も廃止しましたが、今後の推移により対応を検討する必要がある際には、感染状況や国、県の措置を注視した上で、管理職で常設しております「庁議」による協議により対応していくことといたしておりますので、皆様には引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

々

次に、エネルギー・物価高騰対策について申し上げます。

アフターコロナに向けた道筋が見えかけてきた一方で、不安定な国際情勢等に起因するエネルギー・物価高騰が社会経済に影響を与え続けております。

町としましては、このたび増額された国の臨時交付金を活用して、今年度も引き続き、町民の皆様や事業者の方々への支援に取り組むこととし、必要な予算を今議会に提案しております。

々

次に、治水対策について申し上げます。

5月19日に、江の川下流域治水規制同盟会の構成員として、国土交通省浜田河川国道事務所、県議会議員、県に対して、対策の早期実現に向けて要望いたしました。

残る大命題の川本堤防の完成堤防化に向け、5月22日には、浜田河川国道事務所に対して、24日には、植田議長及び本山副議長とともに、国土交通省水管理・国土保全局の河川計画課長及び治水課長に対して、町単独で要望を行ってまいりました。

また、6月6日には、全国の水害被災地の市長が国土交通省の幹部同席のもと、防災・減災対策等について意見交換する「水害サミット」に出席しました。

この場では、流域のあらゆる関係者が協働して対策を進めようとする「流域治水」の考え方により、江の川上流域で計画されている、貯留施設の整備や貯留機能の発揮による流出抑制の実現に、下流域として大きな期待を寄せている旨、の意見を述べてまいりました。

今後も、あらゆる機会やルートを通じて、継続的に国・県に対して働きかけてまいります。

事業着手地区の新築進捗状況ですが、瀬尻・久料谷地区におきましては、国事業として、建物等補償及び用地取得が行われており、また、国道261号迂回路工事が発注される予定です。

町事業としましては、町施工部分の建物補償、及び用地取得を行って

番外

野坂町長

います。

谷地区におきましては、国事業として構造物詳細設計及び水道施設調査が、県事業として構造物の詳細設計が継続して行われております。

また、先行整備エリアにおける建物等補償、用地取得、及び迂回路工事が行われる予定となっております。

町事業としましては、先行整備エリアにおける建物等補償及び用地取得、補償物件調査を行います。

今後も、地元協議会や関係者の皆様、国及び県と緊密に連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

現在、国により進められております因原堤防のパイピング対策工事は、6月中に完成する予定です。

々

次に、医療・介護・福祉サービスの強化について申し上げます。

社会医療法人仁寿会・加藤病院による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと新施設群」の整備につきましては、昨今の社会経済情勢に鑑み、計画を見直しておられましたが、現在、令和6年2月の着工を目指し、見直し後の基本設計を終え、実施設計を固める段階に入っており、詳細が固まり次第、建設スケジュールを含めて公表されるとお聞きしております。

町といたしましては、重点プロジェクト展開の基盤ともなる、このたびの整備が早期に完成するよう支援するとともに、本町ならではの地域包括ケアシステムを構築してまいります。

々

次に、「立地適正化計画」の策定について申し上げます。

今年度、令和2年度に改正された「都市再生特別措置法」に基づき、居住機能や医療・福祉・商業、地域公共交通等の様々な都市機能をネットワーク化し、コンパクトなまちづくりを目指すマスタープランたる「川本町立地適正化計画」の策定に着手いたします。

このたび、国土交通省から、計画策定に必要な費用を助成するコンパクトシティ形成支援事業費550万円の内示をいただきました。

現在、公募型企画提案方式により策定支援業者の選定を進めており、6月下旬には業務発注し、町民の皆様への意識調査から着手してまいります。

々

次に、令和4年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、あらためてご報告いたしますので、今回は決算見込額の概要についてご

番外

野坂町長

説明させていただきます。

はじめに、一般会計の決算見込みについてであります。

歳入47億7,939万7千円に対しまして、歳出46億3,828万3千円となり、差引した形式収支が、1億4,111万4千円となっております。

このうち、町道田原絵堂線改良事業等の翌年度への繰越財源、4,682万4千円を引いた、9,429万円が、実質的な余剰金として、次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和4年度末の基金残高は24億9,527万5千円で、地方債残高は51億1,245万8千円となる見込みです。

特別会計の決算見込みにつきましては、簡易水道特別会計で64万5千円、国民健康保険特別会計で40万4千円、後期高齢者医療特別会計で6万2千円の余剰金が見込まれております。

このほか、農業集落排水処理事業の特別会計では、歳入歳出差引はありません。

々 それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々 まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、地域公共交通の充実について申し上げます。
昨年度策定した地域公共交通計画に基づき、関係事業者との調整を図りながら、持続可能な公共交通の維持に向けて取り組んでまいります。

々 次に、移住・交流の促進について申し上げます。
因原地区への2棟の定住促進住宅の建設に向けまして、上期には設計監理業務を、下期には工事を発注し、令和6年度に入居者を受け入れられるよう準備を進めてまいります。

また、県から補助を受け、昨年度から実施している「県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業」においては、お盆の帰省時期でのイベント開催や、広島での観光イベントでのボランティア公募等、出身者に関わっていただく機会を予定しており、こうした取り組みを通じて、将来のUターンを呼び込んでまいります。

々 次に、国民健康保険事業について申し上げます。
国保連の速報値によりますと、昨年度の本町の一人当たりの医療費は、62万4,404円と、前年度比で5.72%増加し、県内2番目に高い金額となっております。

番外 野坂町長	健康診断の受診率向上に向けて、申込案内に返信用封筒を同封する事務改善や、特定健診・がん検診を受診された方に、電子決済アプリ・Jコインペインのポイントを付与する事業に取り組みます。
々	つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を生かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。
々	はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。 令和5年産米の作付は、割当面積どおりの101ヘクタールで、前年度比7ヘクタール減少の見込みです。 「コシヒカリ」が生産の中心ですが、奨励している「きぬむすめ」は、前年度比約20%減の17ヘクタール、「つや姫」は、約10%増の10ヘクタールとなっております。 また、農林水産省の日本型直接支払制度を活用した、農業の有する多面的機能、機能の維持・発揮に取り組む団体への支援として、今年度は、町内11組織が参加している広域組織を含む、延べ18団体が活動に取り組む予定です。
々	次に、担い手の確保について申し上げます。 コロナ禍により見合わせておりました、都市圏での就農フェアへの参加を、本町の就農パッケージを示した上で再開し、担い手確保に努めてまいります。
々	次に、特産品の振興について申し上げます。 戦略的ブランドであるエゴマの昨年度の作付面積は、18ヘクタールで、前年度比3ヘクタール減少したものの、生産量は3.7トンで、ほぼ前年度並みでした。 また、JA島根おおち地区本部と連携して産地育成に取り組んでいる、ピーマンの作付面積は50アールで、前年度比11アール増加し、拡大が続いています。
々	今年度も、エゴマ・ピーマンを奨励作物として生産を支援するとともに、本町ならではの情報を発信し、特産品の振興に努めてまいります。
々	次に、林業の振興について申し上げます。 森林環境譲与税につきましては、昨年度は、森林の施業の低コスト化に必要な不可欠である作業道の開設や、丸山森林浴公園、展望施設の改修などに活用し、とりわけ原木椎茸のほだ木の助成につきましては、多くの申請をいただきました。 今年度も引き続き、森林資源の適切な管理を行うため、森林環境譲与

番外
野坂町長

税を積極的に活用し、様々な事業に取り組んでまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

サル被害等の軽減に向けて、県と連携を図りながら、捕獲したサルにGPS首輪を装着し、詳細な行動範囲を特定した後、効果的に捕獲できる場所にICT大型捕獲檻を設置することとしております。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

今年度も、電子決済アプリ・Jコインペイを活用した町内限定ボーナス「まげなポイント」を付与する、電子決済普及事業に取り組むとともに、全国的にも事例の少ない特定健診・がん検診を受診された方々へのポイントを付与します。

今後も、様々な場面で、電子決済の活用による、地域経済の活性化に繋がる方策を検討してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

このたび、観光協会と商工会が共同で、県及び町の指定史跡丸山城跡のガイドパンフレットを制作いたしました。

また、3月25・26日の二日間、旧JR三江線石見川本駅で開催された「石見川本駅フェスタ」では、町内外から多くの来場者があり、賑わいをみせました。

本町ならではのこうした地域資源を観光素材として磨き、各事業者の皆様とともに情報発信することにより、町内への誘客を促進してまいります。

々

次に、誘致企業との連携について申し上げます。

株式会社三協様に寄贈していただいた河津桜は、本年3月に町道三原古市線を中心に、三協様の社員の方々と町民の皆様との協働により、合計で900本に達する、300本の苗木を植栽しました。

また、南佐木地区にある旧残土処理場への河津桜などの植栽による公園構想については、子育て世代の方々へのニーズ調査や地元自治会等と協議しながら、町民の皆様憩いの場、町外から来られるの方々との交流の場となるよう、整備の検討を進めてまいります。

々

つづいて、「子どもたちの夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

4月11日に小・中学校の入学式が行われ、小学校23名、中学校1

番外
野坂町長

8名の新生を迎えたことにより、今年度の児童生徒数は、小学校が8学級131名、中学校が5学級58名となりました。

児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、教育振興に努めてまいります。

々

次に、学校のあり方検討について申し上げます。

令和3年12月に、教育委員会が諮問した「川本町立学校のあり方について」の答申が、5月31日に提出されました。

この答申を受け、本町にふさわしい教育環境に関する検討を進めてまいります。

々

次に、家庭教育支援について申し上げます。

「かわもとぼかぼか親子プロジェクト」として、4月16日に「たけのこ掘り体験」を開催したところ、子ども26人と大人18人の参加があり、ボランティアの中・高生と地域支援者を加えますと、70人ほどでの事業実施となりました。

今後も、地域との連携を深め、家庭教育支援に資する取組を充実してまいります。

々

次に、スポーツ振興について申し上げます。

5月14日に、ふれあい公園笹遊里周辺を会場として開催した「春夏秋冬（しき）を楽しむかわもとウォーキング」には、昨年同様、同時開催された野外イベントで周辺が賑わう中、約40人の参加がありました。

今年度計画しているその他のスポーツイベントにつきましても、参加意欲を促すよう内容を工夫し、町民の皆様の運動機会の提供に努めてまいります。

々

次に、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会について申し上げます。

2030年に島根県で開催される大会は、愛称「島根かみあり国スポ・全スポ」、大会スローガン「自分を超えろ、神話をつくれ」と決定しており、本町は、国スポの軟式野球の競技会場として、浜田市、益田市、邑南町とともに選定されました。

現在、県の準備委員会で全体の調整が進められており、今後は関係諸団体と連携のうえ、県のスケジュールに沿って準備を進めてまいります。

々

次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

4月10日に始業式、11日に入学式が行われ、新年度がスタートし、今年度は県内外から74名が入学され、生徒総数は昨年度から4名増の

番外

野坂町長

219名となりました。

4月には、香川県で行われた海外派遣選手選考会へカヌー部が出場し、各種目で上位入賞した生徒3名が日本代表選手に選考されました。

また、5月に開催された島根県春季野球大会において、男子硬式野球部が3位の好成績を収め、夏の選手権大会へのシード権を獲得しました。

同じく、5月に開催された島根県総合体育大会では、陸上男子800メートルに出場した安部暁生さん（川本町出身）が29年ぶりの大会新記録で優勝しました。

今年度は、国公立・難関私立大学の合格を目指し、「大学見学」や「勉強合宿」を行う進学ゼミの充実や、地域・行政・学校を結び、生徒自らの活発な地域活動のサポートを行うため、拠点となる「Link（リンク）ベース」を校内に開設する等、新たな取り組みを進められており、引き続き「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心として支援してまいります。

々

つづいて、「すべての住民が安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、防災・減災について申し上げます。

出水期を控え、5月14日には、自主防災組織のリーダーを対象に、避難所の運営訓練を実施しました。

受付時のポイントや災害発生までに準備しておくことなどの確認や、避難所で利用する簡易ベッドの組み立ての実践訓練を行いました。

また、6月4日には、被害が予想される4自治会の方々が、避難場所への経路と避難者の把握方法の確認などを行う、防災訓練を実施しました。

さらに、6月11日には、三原地域の2自治会で、土砂災害を想定した避難訓練を行う予定としており、皆様とともに、災害への備えに万全を期してまいります。

々

次に、道路整備について申し上げます。

町道事業では、田原絵堂線道路改良工事を継続して行っております。

災害防除事業では、引き続き下因原線落石対策工事を行います。

また、5月に被災した町道細平大楨谷線法面对策工事に必要な予算を本議会に提案しております。

県道事業では、国道261号川下地内、斜面崩壊箇所対策工事の発注準備が行われております。

昨年度から行われている、主要地方道川本波多線川本工区の道路測量

番外
野坂町長

及び調査、道路詳細設計につきましては、引き続き今年度も行われます。
また、川本大橋の橋梁修繕工事が行われる予定です。

また、災害防除事業として、主要地方道仁摩邑南線小谷地内で、落石対策工事が行われる予定です。

々

次に、簡易水道について申し上げます。
因原地区の水道管布設替工事を発注しております。

々

次に、マイナンバーカードの取得促進について申し上げます。
4月末現在の交付率は、全国の69.8%、県の72.6%よりも上回る77.8%となっております。
引き続き、国からの情報等を注視しながら、取得促進に努めてまいります。

々

次に、デジタル化の推進について申し上げます。
昨年度策定した「デジタル化推進計画」に掲げた「町民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「職員の人材育成」の3つの柱のもと、今年度は20の事業に取り組むこととしています。
主な事業として、国が推奨している、子育て・介護の手続きのオンライン受付の開始や、スマートフォンの操作方法等を相談できる相談窓口を開設し、デジタルデバйд対策を実施します。
また、DX・デジタル化推進アドバイザーによる職員研修やヒアリングの実施により、庁内業務の効率化と職員の人材育成を図りながら、町民サービスの向上につなげてまいります。
邑智郡総合事務組合と共同で進めている「自治体情報システムの標準化・共通化」については、国が示した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、取り組んでまいります。

々

次に、環境衛生について申し上げます。
昨年度の邑智クリーンセンターへのごみのうち、本町分は全体の21.5%を占める1,044トン、前年度比160トンの減となりました。
特に、持ち込みによる可燃ごみが205トン減少しており、可燃ごみ処理施設と資源・不燃ごみ処理施設が明確に区分されたことに伴い、資源ごみへの分別が進んだことによるものと考えられます。
引き続き、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んでまいります。

々

次に、低所得の子育て世帯支援について申し上げます。
先に予算化した、低所得の子育て世帯に対する特別給付金は、5月30日に申請手続きの必要がない対象者について給付を行いました。

番外 野坂町長	今後、申請手続きが必要な方々にも、順次給付してまいります。
々	つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。
々	ふるさと納税について申し上げます。 昨年度のふるさと納税の実績は、前年度比828万7千円減の2,074万6千円となりました。 各種事業に有効活用させていただいており、貴重なご寄附をいただいた方々には、改めてお礼申し上げます。
々	6月からは、インターネットによる新たなふるさと納税ポータルサイトを開設しており、より多くの皆様から更なるご寄附を賜りますよう、本町ならではの魅力的な返礼品の開発も併せて進めてまいります。 今定例会に提案しました案件は、条例案件2件、予算案件8件、その他案件2件であります。 後ほど担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。
議 長	以上で、「町長行政報告」を終わります。
々	ここで、暫時休憩いたします。 午前10時15分より再開いたします。 (午前10時00分)
々	会議を再開いたします。 (午前10時15分)
々	日程第5、「議案第24号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の件を議題といたします。
々	執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健 康福祉課長	「議案番号第24号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。 15ページの議案説明資料をご覧ください。 制定理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文を整理する必要があるためです。

番外高砂健
康福祉課長

改正条例は、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設の、支援施設等の運営に関する基準を定める条例と、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。改正内容は、法律改正のうち、町例規の実質的な内容に影響を及ぼす改正はないものの、改正された法律を引用する箇所について、改正したものです。主なものは、子ども・子育て支援法第19条の引用改正。主務大臣及び主務省令による変更です。施行日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、日程第6、「議案第25号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長

「議案第25号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

この議案は、町営住宅の設置について定めた本条例の別表の一部を改正するものです。4ページの資料でご説明いたします。

改正の理由ですが、川本町公営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の一部用途廃止、除却として、川本町営住宅設置管理条例の別表の一部を改正する必要がありますためです。対象団地及び除却戸数につきましては、まず因原地区にあります神田団地については、6戸の除却により、改正後の戸数は2戸となっております。同じく因原地区にあります、昭和42年度建設の古布毛団地は6戸の除却により、改正後の戸数は4戸となっております。

また、木路原地区にあります井ノ迫団地については10戸すべての除却により、改正後は別表から削除しております。

最後に、附則で定める施行日につきましては、公布の日から施行とし、改正後の規定は、除却対象戸数について、すべての入居者の退去退去が完了した後の令和5年2月1日から適用としております。

ただし、同日以前に退去が完了していた古布毛団地については、令和2年8月1日から、神田団地については、12月1日から適用としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	次に、日程第7、「議案第26号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。 執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上総務財政課長	<p>「議案第26号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出総額の歳入歳出予算の総額にそれぞれ96,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,789,728千円とするものです。</p> <p>内容につきましては、21ページをご覧ください。</p> <p>今回の補正の主な内容としては、人事異動に伴う職員給与等の組み替えが主なものですが、そのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対応事業などを計上しております。</p> <p>それでは、人件費組み替え以外の主なものについて説明いたします。</p> <p>歳出から説明します。3款、民生費、生活保護システム整備改修業務2,586千円につきましては、基準額等の見直し及び被保険者調査に関する調査項目追加等への対応によるものです。8月中に改修する必要があり、このたび補正をお願いするものとなります。なお、国庫支出金の生活困窮就労準備支援等事業補助金で、2分の1が措置されております。</p> <p>次に、7款、商工費及び10款までの教育費につきましては、後ほど資料で説明させていただきます。</p> <p>一方、歳入につきましては、14款、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、商工費の町内消費拡大商品券事業と、商工業者等に対する電力・ガス等価格高騰対策事業への交付金です。本交付金は、エネルギー、食糧費価格等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的として創設されたものです。</p> <p>次に、文化芸術需要回復・地域活性化事業補助金5,196千円、それと、諸収入のチケット収入2,300千円につきましては、教育費、音楽座ミュージカル公演事業の財源となります。</p> <p>次に、個人番号カード交付事務費補助金2,227千円につきましては、当初予算に計上されていた補助金の配分が増えたことによる補正です。</p> <p>次に、生活困窮就労準備支援等事業補助金については、歳出で説明した生活保護システム整備改修事業への補助金です。</p> <p>18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、このたびの補正予算で不足する</p>

番外瀬上総
務財政課長

歳入を補うための繰り入れです。

20款、諸収入、防災行政無線移転補償金5,250千円は、谷地区治水対策事業での屋外拡声子局移転工事への補償となります。

次に、22ページをご覧ください。

基金の状況として、この度の補正で財政調整基金を取り崩しており、右下の年度末残高は2,027,381千円と見込んでおります。

次に、23ページ、町内消費拡大商品券事業についてをご覧ください。

現状と課題及び必要性目的につきましてはご覧のとおりです。エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的としております。概要ですが、商品券の配布により生活者及び喚起される町内消費により事業者を支援いたします。また、非課税世帯に加え、従来の支援では行き届いていない高齢者世帯も支援します。

配布額は、非課税世帯に30,000円、65歳以上のみの世帯に10,000円、全世帯に5,000円。条件すべてに該当する世帯は45,000円の商品券をお配りします。

基準日は、令和5年5月31日時点で、住民基本台帳に登録されている世帯、利用期間は年末の12月31日まで、配布方法はゆうパックで行います。

予算の内訳についてはご覧のとおりです。

次に、24ページ、商工業者等に対する電力・ガス等価格高騰対策事業をご覧ください。現状と課題及び必要性、目的につきましてはご覧のとおりで、事業活動に係るエネルギー価格高騰の影響を受ける事業者支援を目的としております。概要につきましては、今年1月から6月までの6ヶ月と、前年同期における光熱費の増加額を補助いたします。対象は、町内に店舗事業所及び運営施設があり、引き続き事業を行う事業者です。対象経費は、光熱費の電気、ガスとなります。補助額は増加額の4分の3、1,000円未満は切り捨て、上限は200千円となります。なお、医療・福祉・介護施設等は、上限500千円で、施設単位で申請していただきます。申請期間は、公布の日から今年8月31日まで。確認できるものとして、令和4年度決算申告書類、対象経費の支払証明の添付をお願いいたします。交付例には業種ごとのイメージを記載しております。予算の内訳はご覧のとおりです。

なお、本事業の支援に関しまして、商工会と相談しての立案となっております。

続いて、25ページ、町道細平大槇谷線法面修繕工事事業をご覧ください。現状と課題及び必要性につきまして、先月6日から7日にかけての降雨により、町道細平大槇谷線の道路法面が崩壊状態になり、通行に支障をきたしております。本路線は、矢谷地区から芋畑地区を結ぶ重要な道路であり、芋畑地区をつなぐ他の道路は、冬季間通行止めとなるため、早期の復旧が求められます。概要につきましては、被災規模は、道路法面長さが45メートル、高さが2メートルから6メートルです。復旧工法はモルタル吹付工、予算の内訳はご覧のとおりでございます。

番外瀬上総務財政課長

続いて、26ページ、谷地区治水対策事業防災無線設備移転事業をご覧ください。現状と課題及び必要性、目的につきまして、事業実施において支障となる設備を移転するよう、県より依頼をされました。その対応で、一部の部品の納品に半年以上かかるため、このたび補正をお願いするものです。

概要につきましては、移転先は谷地区旧川本警察署官舎用地内で、地元及び県とは協議済みでございます。県の依頼によるものであるため、県が移転費用の約7割を負担する予定です。移転後、付近の樹木が支障となるため伐採を予定しており、必要な費用は9月定例会以降に補正予算を予定しております。予算の内訳はご覧のとおりでございます。

次に、27ページ、瀬尻・久料谷地区治水対策事業をご覧ください。

現状と課題及び必要性、目的につきまして、今年度より事業が本格化することに伴い、概算で用地取得費用を当初予算に計上しておりましたが、詳細設計完了に伴い算定された用地購入費に対し事業の早期着工のため、このたび補正をお願いするものであります。概要ですが、用地買収対象者28名中13名と契約締結の受諾を済めております。契約進捗率は60.5%になる見込みです。予算の内訳はご覧のとおりです。

次に、28ページ、文化芸術需要回復・地域活性化事業をご覧ください。

現状と課題及び必要性、目的につきましては、ご覧のとおりです。限られた予算の中で自主事業を行っておりますが、文化庁補助事業を活用して、自主財源を抑えた大規模公演の実施に取り組むものであります。概要につきましては、音楽座ミュージカルによるミュージカル公演を12月3日に行います。料金につきましては、S席/5,000円、A席/3,000円です。なお、町民割引の適用を検討しております。また、アウトリーチ事業として、小学校児童を対象とした音楽座ミュージカル俳優によるワークショップも開催いたします。予算の内訳はご覧のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。

1番香取議員。

1番香取議員

町内消費拡大商品券事業について伺います。65歳以上のみの世帯に加算するということですが、これは65歳以上のみの世帯とした理由ですとか、意図を教えてください。なんで、この世帯を支援対象にするのかというところを教えてください。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産

なぜ、65歳以上のみということに設定したかというお尋ねでございます

業振興課長 | けれども、高齢者世帯といいますと65歳以上というふうに一般的になっておりますので、そこでの整理ということにしております。今まで支援が行き渡らなかった世帯にですね、給付しようということの上乗せをしております。以上でございます。

議 長 | 1 番香取議員。

1 番
香取議員 | ちょっと65歳以上っていうのが、だいぶ大まかだなっていうのを思っているのと、今までの支援とは少し毛色が違うように感じています。今までの支援っていうのは、おそらく非課税世帯への支援ですとか、子育て世代への支援のことをおっしゃってるんだと思うんですけども、非課税世帯への支援というのは困窮している世帯に支援をするという位置付けだと思いますし、子育て世代への支援というのは、子育てにお金がかかるのでそこを支援しようという位置付けだと思うんですけども、65歳以上って言うてもいろんな方がおられて年金たくさんもらってる方なんかも含めて、65歳以上というふうにすることに、意味があるのかというのはすごく疑問に感じています。するんであれば65歳以上で幾ら以下の世帯っていうようなやり方もあるのではないかなと思っています。また、今行き届いていない、今までの支援が行き届いていない世帯ということでしたが、今までの支援がその子育て支援、18歳以下の子どもを育てている世帯への支援ということでしたら高齢者世帯だけではなくて、独身の一人暮らしの世帯ですとか、或いは18歳以上の子どもたちが外に出て大学とか専門学校に行っているような世帯の方がむしろ負担は大きいんじゃないかなという、思うところもあって、一律に65歳以上の世帯にするのはどうなのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 | 番外野坂町長。

番外
野坂町長 | このですね、国の交付金を使っての支援はですね、議員ご指摘のように、これは、低所得者或いは子育て世帯向けですね、こういう支援を特に手厚くやってまいりました。国の意図もありまして、そういうことを手厚くやりました。実はこれ3月定例会でですね、議論させていただきました折に、子育て世帯にですね、特化した支援ということで、あの時のやり取りで、これはですね、年度末ということもありまして、議論としてはその時もですね中ではですね、やはり高齢者という方はコロナ禍の中で、様々なお気持ちの面も含めて、ご苦勞が多かった世帯であると。その中で私どもとしてはとりわけ国の意図も含めて、子育て世帯、低所得者も低所得者の定義がありますので、そういう支援をしてみましたが、3月の時点でですね、当時のやりとり、ご承知のとおり子育て世帯に限っての支援ということとさせていただきましたが、その時点でですねやはり今回のように全世帯と、或いは低所得者、さらに子育てのところはですね、やはり高齢化率ですね、45%に届く

番外
野坂町長

私どもの町の住民の皆様方ですね、年齢構成とそしてコロナ禍の中で目に見えないご苦勞をお感じになってる方へですね、支援はこのタイミングですね、やはり同時に低所得者で全世帯、低所得者そして子育て世帯、そのようなことをですね、交付金を使った使途として、これまでやってきた経過を踏まえてですね3月時にですね中で議論してきて、あの時点ではご提案できなかったことを、このタイミングですね、支援に向かいたいと、そういう意味では、町ですね置かれた世代構成を見て、皆様方がいろいろとご苦勞があつてるといふことに対する支援といふことでご提案させていただいたと、こういう経過でございます。

議 長

5番木村議員。

5番
木村議員

今、1番の香取議員の件と合わせてですけど、私は賛成ということに思います。65歳以上の皆さんですね、やはり今、後期高齢等関係いろいろの、税等の関係の負担が大きく、また年金ではですね、なかなか厳しいという声を聞いておりますので、ぜひこれは私は賛成の立場であります。関連してですねお聞きしたいのは、この配達、ゆうパック等の関係で、いつ頃配布されるのかなというのが1点。それから、24ページの商工業者に対する電力・ガス等の関係ですね、これ申請受け付け、商工会等さんとのですね、話し合いの上というふうにお話がありましたけど、これは、窓口は商工会なのか、役場なのか、産業振興課なのかについてお知らせください。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

2つお尋ねをいただきました。まず町内消費拡大商品券事業の配達、商品券のお手元に届くのはいつごろかというお尋ねでございますけれども、商品券ですね印刷にかなりのちょっと時間を要するというふうに関今、想定しておりますので、できるだけ早くというところで我々もご承認いただき次第ですね、作業の方入っていきたくて思っておりますけれども、現時点で8月中の配布というところで、今考えております。それから、商工業者等に対する電力・ガス価格高騰対策事業でございますけれども、こちらの申請につきましては、これも議決を受け次第ですね速やかに作業を進めまして、役場の方を窓口ですね、商工会経由ということもあろうかと思っておりますけれども、役場の方で申請の受け付けの方をしていきたいと思っております。以上でございます。

議 長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、日程第8、「議案第27号、令和5年度川本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 「議案番号第27号、令和5年度川本町健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明します。

歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ8,086千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ487,412千円とします。

8ページの資料をご覧ください。

歳出ですが、4月の定期人事異動に伴う給与手当、共済費等の変更で、1款、総務費の総務管理費と徴税費、合わせて8,086千円の減。一方歳入は、13款、繰入金の一般会計繰入金が8,086千円の減となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第9、「議案第28号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第28号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正といたしまして、歳出予算の組み替えをいたしたく、歳入歳出の総額は変更しておりません。

予算説明資料の最後のページをお開きください。

主な事項として、1款、水道費の歳出において、給料や職員手当等に伴い262千円の増額。委託料、262千円の減額でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長

次に、日程第10、「議案第29号、専決処分の承認を求めることについて《令和4年度川本町一般会計補正予算（第8号）》」の件を議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長

「議案第29号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。専決処分の事項は、令和4年度川本町一般会計補正予算（第8号）、専決処分年月日は、令和5年3月31日です。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ197,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,563,660千円とするものです。各事業費の確定や交付金、補助金の確定等に伴う補正予算となります。また、特別交付税の割り当てが多かったことも伴い、基金取り崩しを取り止め、積立金を増やしております。また、繰越明許費及び地方債の補正をしております。

34ページをご覧ください。

まず、歳出から説明します。2款、総務費では、減債基金に50,000千円、公共施設等総合管理基金に30,000千円、ふるさと思いやり基金に9,425千円をそれぞれ積み増しします。その他、実績に応じた事業費の減額を計上しております。3款、民生費以降の科目につきましても、主に実績に応じた減額の計上となっております。

1ページ戻っていただき、33ページ、歳入をご覧ください。

1款、町税につきましては、実績により6,722千円の増額を計上しております。2款、地方譲与税から10款、地方交付税までは、それぞれ交付決定に伴う補正です。なお、特別交付税につきましては、特別な財政需要を考慮いただき、交付が増えております。12款、分担金及び負担金以降につきましても、それぞれの利用実績や事業実績に伴う補正をしております。

35ページをご覧ください。

「第2表、繰越明許費の補正」につきまして、上段の悠邑ふるさと会館空調改修事業は、資材の調達に遅れが生じたため、下段の太陽光発電等導入促進事業は、補助対象者の事業完成が遅れたことにより、それぞれ繰越措置が必要となったものです。「第3表、地方債の補正」については、各事業費の確定や、起債の許可額の確定等に伴う補正額をそれぞれ事業ごとに計上し、内訳として、起債の種類と事業名ごとの額を上げております。

次に、基金の状況をご覧ください。

今回の補正予算に係る基金の積み立てと取り崩しをそれぞれ基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高の総額は前年度末と比較して70,734千円増額し、2,495,275千円と見込んでおります。

番外瀬上総務財政課長 議 長	説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いたします。 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 4 番本山議員。
4 番 本山議員	ちょっと補正予算を見ておりますと、不用額が大変多うございますよね。この不用額が生じたこの理由の説明という意味で、ちょっと説明ができますか。
議 長	番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上総務財政課長	不用額につきましては、先ほどご説明しましたように事業が確定したということでございます。その中でも今議員がおっしゃった一つ一つを説明するかどうかではございますけども、このことに関しましては、それぞれの事業、執行等を見て実際の事業が固まったということで、今回最終補正のところではいっぺんにやっておりますのでちょっと大きな額になっておりますが、そういう意味で事業の方を減額したということでございます。なお、実際に予定していたものについてそこまで執行できなかったというところ、あとは入札差金とか、そういうことで減額になったというふうに思っております。以上でございます。
議 長	4 番本山議員。
4 番 本山議員	この前、コロナ交付金の時にですね、最後になってああいうやり方のばら撒きのような、そういうやり方になったわけでございますけども、もう少しですね、この事業費をですね、補正、もう少し把握をきちっとして、補正をしていったら、こんなようにはならないんじゃないかなというような気がいたします。やっぱりこの事業費の補正のタイミングということをどういうふうに考えておられますか。
議 長	番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上総務財政課長	事業費の補正のタイミングということでございますが、これまで事業費についてはいわゆる交付決定をいただくとか、入札をして事業費が固まるところを機にですね、需要額、事業費については、不用額については補正するというような仕組みをとっておりました。逆に中途半端に一段階二段階というのは、2度、3度補正することがないようにということで、意識を持ってやっておったところでございます。そういたしますと、今度は逆にで

番外瀬上総務財政課長 すね固まらないと補正しないということになると、この度のようなですね、最終補正のところで大きな額を減額してしまっていてですね、議員のご指摘を受けるように、大きな事業費が出るのはなぜかというようなことで、その執行が甘いのではないかというようなご指摘も確かに受けるようなご指摘ことになったのかなと思っております。今後につきましてはですね、確定しなければ補正しないという方針ではなくですね、不用額が見込まれるところについては、スリム化を目指して、最終的に再度補正をすることもあるかもしれませんが、そこについては一遍に大きな額を出さないようにですね、段階段階で適宜やるべきかと考えておりますので、今後はそのように対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。
他ありませんか。4番本山議員。

4番 本山議員 ちょっと音戯館の委託料なんですけども、最初の委託料を出された時にですね、レストランの営業も含めた委託料ということで、出されとったと思うんですけども、レストランの休業期間、相当なものがございましたよね。そんなことなかったですかね。なんかそんな記憶があるんですけど、レストランの休業期間が、相当な期間があって、その補正というのが、出なければいけないんじゃないかなというような気はしておるんですけども、どうでしょう。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 レストランの休業というのはコロナに関しての休業ということであれば、そういった実績といいますか、そういった状況にはなかったように思います。テイクアウトの事業ですとか、レストラン自体の稼働としてはされていたように思います。また宿泊者の方への朝食ですとか、そういったところの提供は、常にしていたというふうに認識しております。それで今回の委託料については、まだ令和4年度の事業報告書の方の精査ができておりませんので、そういったところの反映はしていないという状況でございます。

議 長 4番本山議員。

4番 本山議員 ちょっと私も定かではないんですけど、そういう気がしておったものですので、ちょっとお聞きしたわけですけども、もし、ちょっともう一遍調べられて、もしそういうものがあつたらやっぱり補正で減額ということも考えていただければいけない事案だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	指定管理料の適切な執行につきましては精査してまいりたいというふうに考えております。
議 長	他ありませんか。3番圓山議員。
3番圓山議員	先ほどの本山議員に関連してなんですけども、不用額のことなんですけども、各実績がこうでしたから減で、報告はそれで済むことなんですけども、その中身に関して、ちょっと分析して、例えば本当に住民の方に、町民の方に補助金が行き届いて行って、いったものかどうか、その内容もよかったものかどうかとか、ちょっともう少し反省点、各部署で、そのことが必要だと思うんですけども、今度の時にはこういうふうに改善した方がいいなとか、そういう、されてるんでしょうけども、そういうことも必要だと思いますので、もう少しちょっとよく検討していただきたいなと思います。
議 長	番外野坂町長。
番外野坂町長	ただいまですね、議員の皆様から、予算の執行体制ですね、このことについてのご指摘をいただきました。実はこれですね、コロナ禍この3年ですね、おそらくその前の予算との執行対比、私はそこまで分析しておりませんが、やはり予算を計画して、コロナで事業ですね執行できなかったといった事例も含めてですね、やはりちょっとコロナ禍の中でのその執行見込みの立て方というのが実務的にもちょっと難しかったこともありますし、おそらく、繰り返しますが対比はしておりませんが、予算対比の不用額がですね、結果としてそれを計上するという場面が多かったのではないかと、私もこのように感じております。実はあのですね、これいつも管理職クラスで執行しております、庁議の場面でも先般申し上げましたが、通年通してのPDCAサイクルをですね、これを四半期ごとにしっかりされ、それを落とし込んでですね、その見極めをですねしっかりやって欲しいといったようなことも指示したところです。議会の皆様に提案する予算ですね、中身はですね、もちろん全部の計画計画が変わってくればそれを精査して、時点時点での補正、そういう意味では、おそらく大きな補正と年間で意識すべき半期終わった時の9月補正、それから最終ですね、確定する前の3月定例の補正のところ、いよいよ最終のところでは不用というですね、そういう意味ではPDCAサイクルの計画対比をチェックした上で予算編成をして、いよいよですね最後、県の確定であったり、或いは事業者とのやりとりの中で結果としてその事業を当該年度やらずに次年度に送るといったような場面も個別に出てくる場合がありますので、そういったことも想定しながら、都度ですね適切な予算を提案させていただき、執行見込みまた踏まえた上での補正をさせていただくと、そ

番外
野坂町長 ういうにおきまして、そこのですね、仕事の仕方をですね、しっかり私としても意識してまいりたいと、このように考えております。しっかりやってまいります。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他ありませんか。2番中平議員。

2番
中平議員 使用料及び手数料のところ、学習交流センター使用料実績による減、まちごと魅力化センター使用料の実績による減が上がってますが、これはどういう徴収のものが減っておるといことでしょうか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長 失礼します。学習交流センター使用料、まちごと魅力化センターの使用料の内容につきまして、いわゆる寮生の寮費でございます。人数の減少に伴うもので、今回、最終で減額させていただいております。

議 長 2番中平議員。

2番
中平議員 学習交流センターは、利用者が半減に近いぐらい減っておるのは承知しておりますが、まちごと魅力化センターは、そんなに減ってないからこんなに減るといのはちょっとおかしいような気がするんですけど。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長 当初予算で48名定員いっぱい想定しておりました。コロナ禍において、休養室が必要なため4名を入居させることができませんでしたので、4名分の12ヶ月分、これが主なものになっております。以上です。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他ありませんか。
（「・・・・」）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第11、「議案第30号、専決処分の承認を求めることについて《令和4年度川本町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）》」、及び日程第12「議案第31号、専決処分の承認を求めることについて《令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》」を一括議題といた

議 長 します。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 「議案番号第30号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明します。これは地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

専決処分の事項は、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)です。専決処分年月日は、令和5年3月31日です。

次のページをご覧ください。

補正内容は、歳入歳出予算総額からそれぞれ23,497千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ513,803千円とするものです。

次に9ページをご覧ください。

歳出ですが、1款、総務費、総務管理費は、事務処理標準化システム改修に係る負担金の実績により2,500千円の減。保険給付費は実績により、療養給付費は18,000千円の減。高額療養費が3,000千円の減。基金積立金の基金運用益積立金が3千円の増となっています。

一方歳出ですが(正：歳入)、県支出金で県補助金の普通交付税(正：普通交付金)の保険給付費の総額、減額に合わせ21,000千円の減。特別交付税(正：特別交付金)が総務費の減額に合わせ2,500千円の減。財産収入の基金積立(金)利子が3千円の増となっています。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々 引き続き、「議案番号第31号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明します。

これは地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

専決処分の事項は、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)です。専決処分年月日は令和5年3月31日です。

次のページをご覧ください。

歳入歳出予算からそれぞれ1,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151,256千円としております。

8ページをご覧ください。

歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合納付金の実績により1,300千円の減。歳入で、6款、諸収入の療養給付費負担金返還金が12,217千円の増。窓口負担割合の見直しに係る周知広報委託料が30千円の増。広域連合納付金が減額になったことから、4款、繰入金の事務費繰入金が13,547千円の減となっております。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。
 質疑はありませんか。ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第13、「議案第32号、専決処分の承認を求めることについて《令和4年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)》」及び、日程第14、「議案第33号、専決処分の承認を求めることについて《令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)》」を一括議題といたします。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第32号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。
 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。
 専決処分の事項は、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。専決処分年月日は令和5年3月31日でございます。
 次のページをご覧ください。
 今回の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,522千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,445千円とするものでございます。
 予算説明資料の15ページをご覧ください。
 まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。
 主なものとしましては、1款、水道費、建設改良費、工事請負費の19,305千円の減額は、国道261号嵩上げ工事に伴う水道管移設工事が、嵩上げ工事が行われなかったことに伴う減額でございます。
 歳入につきましても同様に、事業費の確定による減額でございます。7款、分担金及び負担金、水道施設負担金の21,120千円の減額は、移転補償工事確定に伴う減額でございます。
 以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「議案第33号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。
 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

番外伊藤地域整備課長

専決処分事項は、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）。専決処分年月日は、令和5年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ854千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,646千円とするものでございます。

予算説明資料の10ページをご覧ください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。

主なものとしましては、1款、下水道事業費、委託料の630千円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。

歳入につきましても同様に、事業費の確定による減額でございます。5款、繰入金851千円の減額は、いずれも事業費確定に伴う減額でございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、日程第15、「議案第34号、工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

々

執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長

「議案第34号、工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本議案は令和5年5月25日指名競争入札に付した令和5年度社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道下因原線第二期工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の金額は、53,9000,000円。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7。株式会社江ノ川開発、代表取締役 山口嘉夫氏でございます。

次のページをご覧ください。

工事内容につきましては、現在行っております八面地内の落石対策工事の続きであり、工事延長228.0m、ロックネット工及びモルタル吹付修繕を施工するもので、工期につきましては、令和5年12月31日としております。以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 以上で執行部からの提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、日程第16、「議案第35号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」の件を議題といたします。
- 々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。
- 番外
野坂町長 それでは、「議案第35号」についてご説明いたします。
川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。下記の者を川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。
記、住所、島根県邑智郡川本町大字川本900番地。氏名、木村正明氏。^{きむらまさあき}
生年月日、昭和29年10月10日生まれの方です。
以上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第35号」に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第35号」は、「同意」することに決定いたしました。
- 々 次に、日程第17、「報告第2号、令和4年度川本町一般会計予算繰越の報告について」の件を議題といたします。

議 長	<p>執行部から報告事項の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>「報告第2号、令和4年度川本町一般会計予算繰越の報告について」説明します。</p> <p>これは、令和4年度川本町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。</p> <p>次のページの繰越計算書をご覧ください。</p> <p>令和4年度予算のうち、翌年度に繰り越した明許繰越は計算書のとおりで、繰越事業は16事業、繰越額合計は46,824,000円です。</p> <p>それぞれの事業に対する補助金や地方債につきましては、表のとおりでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
々	<p>「報告第2号」について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。3番圓山議員。</p>
3番圓山議員	<p>教育費のところなんですけども、(教育)総務費で、学校保健特別対策事業として1,840,000円、3月の補正予算で承認されております。その時点でも、繰り越しというふうになってたんですけども、中身は何でしたっけ。5月までには使えなかった状態の理由をお願いします。</p>
議 長	<p>番外坂根教育課長。</p>
番外坂根教育課長	<p>この中身はですね、学校の感染症対策に必要な消耗品ですとか、物品等を購入するというためのものでございまして、交付決定をいただいてから、その年度内に使い切るということはその時点から難しいということは分かっておりましたので、元から繰り越しによって、今年度の繰越明許費として執行するというような計画でおりました。以上です。</p>
議 長	<p>他ありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。</p>
々	<p>次に、日程第18、「報告第3号、令和4年度美郷町・川本町斎場決算及び令和5年度予算について」の件を議題といたします。</p>
々	<p>執行部から報告事項の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。</p>

番外櫻本町
民生活課長

「報告第3号、令和4年度美郷町・川本町斎場決算及び令和5年度予算について」資料により報告いたします。

まず、2ページをお開きください。

中ほどに、令和4年度における火葬の実施状況を掲載しております。

全体で139体で、うち川本町分は59体となっております。

次の2ページには、年度別火葬実績とグラフを掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続いて、4ページの決算資料をご覧ください。

令和4年度の運営協議会会計決算額は、歳入歳出とも17,591,738円となっており、このうち美郷町負担分と自動販売機設置料を差し引いた8,726,980円が、川本町の負担額となっております。

歳出の主なものとして、修繕費が7,972,300円となっております。修繕の大きなものとして、火葬炉設備の排気ファン更新と燃焼空気ブロワ修繕を行っております。

次の5ページに、平成25年度以降の主な修繕状況について記載しておりますので、あわせてご覧ください。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

令和5年度運営協議会会計予算でございます。

歳入歳出とも11,851,000円となっており、対前年度当初予算との比較で、5,101,000円の減となっております。

このうち、川本町負担金は5,916,500円で2,550,500円の減となっております。主な減額の要因は、修繕費の減によるものです。

歳出のうち、増減の大きな需用費についてご説明いたします。

まず、燃料費及び光熱水費につきましては、電気料等の高騰に伴い、422,000円の増となっております。

修繕費につきましては、7ページの資料をご覧ください。

修繕予定として、火葬炉設備の主燃炉及び再燃炉内の耐火材の劣化による交換修繕費1,375,000円。敷地内にあります霊灰棟横排水側溝取替修繕として704,000円を予算化しております。予算につきましては以上でございます。

最後に7ページに、斎場における新型コロナウイルス感染症対策を記載しております。5類感染症引き下げ後の対応については、火葬等に関する国のガイドラインを参考としており、マスク着用については火葬従事者以外は来場者の個人判断としております。消毒につきましては、入口に消毒液を設置しておりますが、必須事項とはしておりません。健康状態等のチェックシート の提出については廃止しております。報告については以上でございます。

議 長

以上で、報告事項の説明を終わります。

々

「報告第3号」について質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。3番圓山議員。

3番
圓山議員 コロナ、今年入ってからなんですけども、そのご遺体はコロナ感染で亡くなられた方のご遺体だったんですけども、いつもの斎場じゃなしに、まほろばの方面ですか、大和の橋のところから右に行ったところの斎場でやっていただかれたみたいですよ。その時の収入なんですけども、ここの場所じゃないんですが、カウントはやっぱりあっちの方でなるんですかね、お聞きします。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 失礼します。先ほどの資料の決算書のところで、一番下の方にですね、委託料としてコロナ火葬委託料ということで、106,000円程度を計上しております。要はコロナに関連されたご遺体の方についてはですね、消毒等の方かかりますし、それから斎場についても、そういった大和の方へ分けたという対応をされたので、そういったところで別立てで計上しております。この収入の中に入っております。

議 長 他ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第19、「発委第2号、川本町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 提出者から趣旨説明を求めます。6番石川議会運営委員会委員長。

6番石川議
運委員長 「発委第2号、川本町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」ご説明をいたします。
資料3ページをお開きください。
これまでの地方自治法の規定は、議員と地方自治体との公正な関係を保つため、当該地方自治体と取引のある個人事業主が議会議員になることを禁止してまいりました。しかしながら、昨今の地方議会議員のなり手不足の状況を受け、対応策として、請負の額が年間300万円までであれば、議員個人と地方自治体との請負が可能とする地方自治法の改正が行われ、本年3月1日から施行されました。法の施行に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、請負の概要等を公表し透明性を確保するための取り組みを行うことが、国からも求められております。これを受け、本条例を制定するものであります。条例案の改正については、次のページに記載しておりますが、毎年6月に前会計年度における請負の状況を議長に報告し、議長が一覧を作成して公表することにしております。

6番石川議
運委員長 条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用をいたします。議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 以上で、趣旨説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第20、「陳情第1号」の件を議題といたします。
本日までに受理いたしました陳情は、お手元の「陳情文書表」のとおりであります。
会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

々 これをもちまして、本会議を閉じます。

(午前11時29分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員